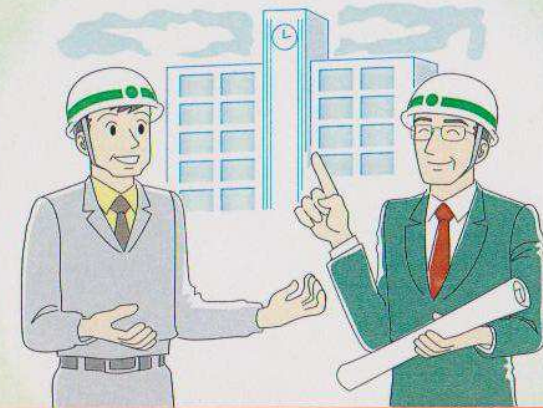


建設業取引適正化センター

建設工事の請負契約をめぐる元請下請間等に関するトラブルの相談窓口



トラブルを解消して、健全な取引をしよう!!

建設業取引適正化センター

センター東京 TEL.03-6229-1488

センター大阪 TEL.06-6767-3939

【受付時間】9:30~17:00(土日、祝日を除く)

● 相談申込み先 ●



センター東京

〒107-0052東京都港区赤坂3-21-20 赤坂ロングビーチビル3F
(公財)建設業適正取引推進機構内

TEL.03-6229-1488
FAX.03-3588-0758

E-mail:tokyo@tekitori.or.jp

<http://www.tekitori.or.jp/tekisei-1.html>

センター大阪

〒540-0005大阪市中央区上町A-12 上町セイワビル3F

TEL.06-6767-3939
FAX.06-6767-5252

E-mail:osaka@tekitori.or.jp

【電話の受付時間】9:30~17:00

☆相談内容をトラブルの相手方や第三者に口外することはありませんので、安心してご相談ください。

★建設業取引適正化センターは国からの受託事業です。

(公財)建設業適正取引推進機構

建設工事の請負契約をめぐる元請下請間等の苦情、トラブルの相談に応じます!

● 苦情の申出、相談できる事項

元請・下請間等の取引で「困ったことが起きたが、どうしたら良いかわからない」という方には、その解決方法をアドバイスし、「どこに相談したら良いかわからない」という方には、相談先である関係行政機関、紛争処理機関等をご紹介します。

苦情・相談の例

- 契約書を交付してもらえない。あるいは、支払い方法・期日などが記載されていない。
- 元請・下請間の取引について代金の支払いをめぐるもめている。
- 下請代金の支払時に減額処理をされて困っている。
- 建設業法や関係法令に違反すると考えられる行為を元請から受けている。

相談を受けた場合には、アドバイス、紹介

- 紛争の解決や、今後のトラブル防止に向けてのアドバイスを行います。
- 建設業法の説明や関係法令を所管している行政機関（厚生労働省・中小企業庁等）を紹介します。
- **あっせん、調停、仲裁等の紛争解決手続きは行うことができません**が、あっせん、調停、仲裁等を希望する方には建設工事紛争審査会等の紛争処理機関を紹介します。また、申請する際書類作成等のアドバイスを行います。

● 相談指導員

センター東京及びセンター大阪では、弁護士、土木の専門家又は建築の専門家である相談指導員に相談をすることができます。

相談料は、無料です。

● 相談申込みの手続き

- (1)相談しようと思われる方は、まず、裏面に記載のセンター東京又はセンター大阪に電話されるか、(公財)建設業適正取引推進機構のホームページ掲載の「相談申込書」を印刷し必要事項を記入の上、裏面に記載のいずれかのセンターにファックス又はEメールにてお送りください。
- (2)上記センターでは、相談申込書をもとに電話にて相談の概要をお聴きした上で、その内容を検討し、
 - ①簡単な事案については、電話にてアドバイス等を行います。
 - ②専門家のアドバイスを希望する事案等については、弁護士、土木又は建築の専門家の相談指導員との相談日を連絡しますので、指定された日時にセンターまでお越しください。なお、相談時間は1時間以内となります。